

令和4年

5月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



令和4年5月の税務と提出期限

- ① 5月10日・・・令和4年4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 5月2日・・・令和4年2月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 5月31日・・・令和4年3月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ④ 5月中において市町村の条例で定める日・・・自動車税の納付

今月の気になった新聞記事

- 1) **約束手形は、2026年に廃止方向へ**・・・政府は、紙の約束手形を廃止し、電子記録債権（電子手形）に移行することで、盗難・紛失のリスクの低減を図る。電子化できない中小企業は手形発行が困難になる。
- 2) **自社株取引で勝訴、還付加算金はおよそ2億!**・・・国税不服審判所は、生活雑貨ブランドA社の自社株の売却に際し約130億円の申告漏れを東京国税局に指摘されていたが、国税当局の指摘は根拠がないとして追徴課税の全額取り消しを命じた。審判に先立ちA社は、追徴税額の全額を先に納付していたためこの判決により、利子にあたる還付加算金2億が追徴税額と合わせて返還される。

相続税のしくみ

1. 相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

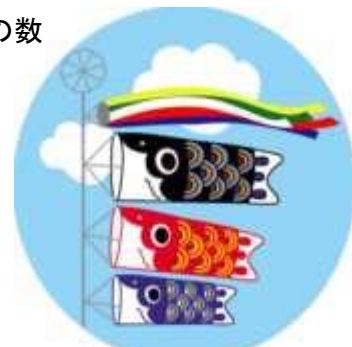
相続税の申告が必要となる場合には、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

2. 相続税の申告が必要な人は

「相続財産の合計額」から控除できる「債務と葬式費用を控除した金額」が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

※「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合には、法定相続人の数に含める養子の数は、1人。（実子がいなかったときは2人迄）となります。



3. 相続人とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

- 1) 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
- 2) 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。
 - (イ) 被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときは、孫が相続人となります。この人たちを代襲相続人といいます。）
 - (ロ) 被相続人に子や孫がいなく、相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母が相続人となります。）
 - (ハ) 被相続人に子や孫も父母や祖父母もいないときは、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子））

4. 法定相続分とは

	相続人	各相続人	法定相続分
第1順位	配偶者と子	配偶者	2分の1
		子	2分の1
第2順位	配偶者と両親	配偶者	3分の2
		両親（直系尊属）	3分の1
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

5. 課税遺産総額（相続税が課税される財産の総額）等を合計してして相続人と分割の話し合いに。以下次号

令和4年分 個人事業者の納税スケジュール

個人所得税の確定申告が終了すると、その後に税金の通知書が来る。個人の所得税データが各役所に送付され計算された納付書が、個人事業主の住所に届く。それぞれの納期限があるので、資金繰りに注意しよう。

税金の種類	納付時期	備考
所得税	3月15日	振替納税の場合は4月20日前後
消費税	3月31日	振替納税の場合は4月25日前後
予定納税	7月15日、11月30日	前年分の申告納税額が15万円未満の場合には納税なし
個人住民税	6月、8月、10月、翌年1月、	市町村により納税時期が変わる場合あり
個人事業税	8月、11月、	事業所得290万円以下の場合には納税なし
固定資産税	4月、7月、12月、2月	不動産（土地・建物）を所有している
自動車税	5月	自動車
国民健康保険	7月、8月、9月、10月11月、 12月、翌年1月、2月	普通徴収の場合（全8回）
国民年金	納付対象月の翌月末日	納付書は、4月1日から発送、毎月額 16,590円

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 税の負担率、過去最高の48%見通し

国民負担率とは、国民所得に占める税金や社会保険料の負担の割合で、財務省が発表している。2021年度は48%。ともあれ約半分近くが税金になるわけだ。日本は、中負担中福祉の国。

2) 大会社の社長の公私混同で社長辞任

ある上場会社の社長は、私的な食事やゴルフ費用を仕事用として会社の金を支出し私的贈答品を経費処理、会社の車で私的利用を繰り返していたと税務調査で指摘された。役員の報酬は、基本が定期同額の給与支給であり、会社からの私的な引き出しは、役員賞与となり、経費とできない。その上、源泉徴収していないので、延滞金や、消費税の仕入税額控除ができなくなり、会社に与えるダメージは大きい。

3) 民法改正で成人年齢が20歳から18歳に引き下げ

令和4年4月1日施行され18歳以上は成人と扱われる。成人になるとは、「1人で有効な契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があり。具体的には、携帯電話の購入やアパートの賃貸契約、クレジットカードや自動車ローン契約ができるようになる。さらに、裁判員に選ばれる年齢も18歳以上に引き上げられ、少年法も18歳以上は実名報道される。権利と義務が生じるのが成人。